

各都道府県介護保険担当課（室）

各保険者介護保険担当課（室）

各 介 護 保 險 關 係 団 体 御 中

← 厚生労働省 老健局計画課

## 介 護 保 險 最 新 情 報

### 今回の内容

「養護老人ホームの整備及び運営に関する基準について」及び「軽費老人ホームの設備及び運営について」の一部改正等について

計7枚（本紙を除く）

Vol.34

平成20年5月9日

厚生労働省老健局計画課

貴関係諸団体に速やかに送信いただきます  
ようよろしくお願ひいたします。

連絡先 TEL：03-5253-1111(企画法令係・3937)  
FAX：03-3595-3670

平成20年5月9日

都道府県介護保険担当主管課（室）  
市区町村介護保険担当主管課（室）御中

厚生労働省老健局計画課

「養護老人ホームの整備及び運営に関する基準について」及び「軽費老人ホームの設備及び運営について」の一部改正等について

介護保険行政の推進につきましては、日頃より御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

平成20年4月28日付で、「養護老人ホームの整備及び運営に関する基準について」及び「軽費老人ホームの設備及び運営について」の一部改正について（平成20年4月28日老発第0428001号厚生労働省老健局長通知）を発出いたしましたので、情報提供させていただきます。（別添1）

併せて、通知本文中記載がございます「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」（昭和41年厚生省令第19号）の一部改正につき、情報提供いたします。（別添2）

なお、介護保険最新情報 Vol.33において情報提供いたしました「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準」（平成二十年厚生労働省令第百七号）の解釈通知を近日中に発出し、平成20年6月1日の本省令施行と同時に適用することとしており、それに伴い、上記4月28日付通知において改正後の「軽費老人ホームの設備及び運営について」は、平成20年5月31日をもって廃止予定であることにご留意をお願いいたします。

照会先

厚生労働省老健局計画課

企画法令係

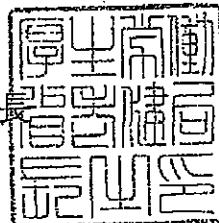
TEL 03-5253-1111(内線3971)



老発第0428001号  
平成20年 4月28日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省老健局長



「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について」及び「軽費老人ホームの設備及び運営について」の一部改正について（通知）

「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第34号）及び「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」（昭和41年厚生省令第19号）の一部が改正され、本年5月1日より施行されることとなったことに伴い、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について（平成12年老発第307号）及び軽費老人ホームの設備及び運営について（昭和47年社老第17号）の一部を別紙のとおり改正し、本年5月1日より適用することとしたので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知を図られたい。

○ 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について（平成12年3月30日老発第307号、厚生省老人保健福祉局長通知）（抄）

改 正 後	改 正 前
<p>(別表) 養護老人ホーム等職員配置表 1 養護老人ホーム 表 (略)</p> <p>(注) 1 生活相談員、支援員、看護職員については、常勤換算方法により置くべき人数。<u>（2の旨（聽）養護老人ホームについても同じ。）。</u></p> <p>2 サテライト型養護老人ホームの医師については、本体施設の医師により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>3 サテライト型養護老人ホームの生活相談員、栄養士又はその他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>一 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士又はその他の従業者</p> <p>二 病院 栄養士（病床数百以上の病院の場合に限る。）</p> <p>三 診療所 その他の従業者</p>	<p>(別表) 養護老人ホーム等職員配置表 1 養護老人ホーム 表 (略)</p> <p>(注) 生活相談員、支援員、看護職員については、常勤換算方法により置くべき人数。<u>2 の旨（聽）養護老人ホームについても同じ。</u></p>

## ○ 軽費老人ホームの設備及び運営について（昭和47年2月26日社老第17号、厚生省社会局長通知）（抄）

改 正 後						改 正 前					
第四 ケアハウス 6 職員 (1) 職員数 (略)						第四 ケアハウス 6 職員 (1) 職員数 (略)					
ウ 特定施設入所者生活介護の指定を受けた場合の単独設置 (共通職員)						ウ 特定施設入所者生活介護の指定を受けた場合の単独設置 (共通職員)					
職種 定員 階級区分	総 数	施 設 長	事 務 員	栄 養 士	調 理 員 等	職種 定員 階級区分	総 数	施 設 長	事 務 員	栄 養 士	調 理 員 等
20 21~30 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	人 4(2) 4(2) (略)	20 21~30 (略)	(略)	(略)	(略)	人 4(2) 4(2) (略)	

(注) 1 () 書きは非常勤職員数の再掲である。  
 2 一般入所者とは、特定施設入所者生活介護の提供を受けていないものである。  
 3 サテライト型軽費老人ホーム（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が二十九人以下の軽費老人ホームをいう。）にあっては、本体施設の調理員、その他の従業者により当該サテライト型軽費老人ホームの入所者に提供するサービスが適切に行われると認められるときは、調理員等を置かないことができる。

エ 特定施設入所者生活介護の指定を受けた場合の併設設置  
(共通職員)

職種 定員 階級区分	総 数	施 設 長	事 務 員	栄 養 士	調 理 員 等
10~19					人 1 (1)
20~29	(略)	(略)		(略)	1 (1)
(略)					(略)

(注) 1 () 書きは非常勤職員数の再掲である。

2 一般入所者とは、特定施設入所者生活介護の提供を受けていないものである

3 サテライト型軽費老人ホームにあっては、本体施設の調理員、その他の従業者により当該  
サテライト型軽費老人ホームの入所者に提供するサービスが適切に行われると認められる  
ときは、調理員等を置かないことができる。

エ 特定施設入所者生活介護の指定を受けた場合の併設設置  
(共通職員)

職種 定員 階級区分	総 数	施 設 長	事 務 員	栄 養 士	調 理 員 等
10~19					人 1 (1)
20~29	(略)	(略)		(略)	1 (1)
(略)					(略)

(注) 1 () 書きは非常勤職員数の再掲である。

2 一般入所者とは、特定施設入所者生活介護の提供を受けていないものである。



(前のページより続き)

## 〔公 告〕

## 諸事項

官庁

監査法人処分、財団、有権者申出方、  
経済上の連携の強化に関する日本国  
とメキシコ合衆国との間の協定附属  
書一の日本国の表において関税の讓  
許が一定の額を限度の基準として定  
められている物品の輸入額、境川土  
地改良区の定款変更の認可関係  
裁判所  
失踪、除權決定、破産、免責、特別  
清算、会社更生、再生関係  
会社その他

三 三

## 省令

○総務省令第五十五号

消防法施行令(昭和三十六年政令第三十七号)  
第一十六条第一項ただし書の規定に基づき、消防  
法施行規則の一部を改正する省令を次のように定  
める。平成二十年四月三十日

総務大臣 増田 寛也

消防法施行規則の一部を改正する省令

消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号)

の一部を次のように改正する。

第二十八条の二第一項を次のように改める。

令第二十六条第一項ただし書の総務省令で定  
められたものは、誘導標識については、次の各号に  
地改良区の定款変更の認可関係

の一部を次のように改正する。

第二十八条の二第一項を次のように改める。

令第二十六条第一項ただし書の総務省令で定  
められたものは、避難口誘導灯については、次の各  
号に定める部分とする。

一 令別表第一(一)項から(四)項までに掲げる防火  
対象物の階のうち、居室の各部分から主要な  
避難口(避難階(無窓階を除く。以下この号  
及び次項第一号において同じ。)にあつては次  
条第三項第一号イに掲げる避難口、避難階以  
外の階(地階及び無窓階を除く。以下この条  
において同じ。)にあつては同号口に掲げる避  
難口をい。以下この条において同じ。)を容  
易に見とし、かつ、識別することができる  
階で、当該避難口に至る歩行距離が避難階に  
あつては二十メートル以下、避難階以外の階  
にあつては十メートル以下であるもの  
前号に掲げるもののほか、令別表第一(一)項  
に掲げる防火対象物の避難階(床面積が五百  
平方メートル以下で、かつ、客席の床面積が  
百五十平方メートル以下のものに限る。第三  
項第二号において同じ。)で次のイからハまで  
に該当するもの  
イ 客席避難口(客席に直接面する避難口を  
いう。以下この条において同じ。)を二以上  
有すること。  
ロ 客席の各部分から客席避難口を容易に見  
とし、かつ、識別することができるよう照  
明装置が設けられていること。

この省令は、公布の日から施行する。

○法務省令第三十二号

法務省設置法(平成十一年法律第九十三号)第  
二十一条第二項及び商業登記法(昭和三十八年法律  
第一百二十五号)第二条(他の法令の規定において  
準用する場合を含む。)の規定に基づき、法務局及  
び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記  
事務委任規則の一部を改正する省令を次のように定  
める。

平成二十年四月三十日

法務大臣 鳩山 邦夫

法務省設置法(平成十一年法律第九十三号)第  
二十一条第二項及び商業登記法(昭和三十八年法律  
第一百二十五号)第二条(他の法令の規定において  
準用する場合を含む。)の規定に基づき、法務局及  
び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記  
事務委任規則の一部を改正する省令を次のように定  
める。

平成二十年四月三十日

法務大臣 鳩山 邦夫

法務省設置法(平成十一年法律第九十三号)第  
二十一条第二項及び商業登記法(昭和三十八年法律  
第一百二十五号)第二条(他の法令の規定において  
準用する場合を含む。)の規定に基づき、法務局及  
び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記  
事務委任規則の一部を改正する省令を次のように定  
める。

この省令は、平成二十年五月七日から施行する。

附則

この省令は、平成二十年五月一日より施行する。

3 第二十八条の二第三項を次のように改める。  
令第二十六条第一項ただし書の総務省令で定  
められたものは、誘導標識については、次の各号に  
定める部分とする。  
一 令別表第一(一)項から(四)項までに掲げる防火  
対象物の階のうち、居室の各部分から主要な  
避難口を容易に見とし、かつ、識別するこ  
とができる階で、当該避難口に至る歩行距離  
が三十メートル以下であるもの

二 前号に掲げるもののほか、令別表第一(一)項  
に掲げる防火対象物の避難階で次のイからハ  
までに該当するもの

イ 客席避難口を二以上有すること。

ハ 全ての客席避難口に、火災時に当該客  
席避難口を識別することができ、客席  
の各部分から当該客席避難口に至る歩行距  
離が三十メートル以下であること。

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働大臣 外添 要一

養護老人ホームの設備及び運営に関する基  
準の一部を改正する省令

(昭和四十一年厚生省令第十九号)の一部を次  
のように改正する。

第十二条第四項中「第二項及び第七項」を「第  
二項、第七項及び第十項」に改める。

第十二条第十項を同条第十一項とし、同条に次  
の一項を加える。

二 第一項第三号、第六号及び第七号の規定にか  
わらず、サテライト型養護老人ホームの生活  
相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の職  
員については、次に掲げる本体施設の場合には、  
次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定め  
る職員により当該サテライト型養護老人ホーム  
の入所者の処遇が適切に行われていると認めら  
れるときは、これを置かないことができる。

一 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士又  
は調理員、事務員その他の従業者

二 病院 栄養士(病床数百以上の病院の場合  
に限る)、事務員その他の従業者

三 診療所 事務員その他の従業者

第十二条第九項に次のただし書を加える。

ただし、第一項第五号の看護職員については、  
サテライト型養護老人ホームにあつては、常勤  
勤務方法で、一以上とする。

第十二条第九項を同条第十項とし、同条第六項  
から第八項までを一項ずつ繰り下げ、同条第五項  
の次に次の二項を加える。

6 第二条第九項を同条第十項とし、同条第六項  
から第八項までを一項ずつ繰り下げ、同条第五項  
の次に次の二項を加える。

第一項第二号の規定にかかるわらず、サテライ  
ト型養護老人ホーム(当該施設を設置しようと  
する者により設置される当該施設以外の介護老  
人保健施設又は病院若しくは診療所であつて当  
該施設に対する支援機能を有するもの(以下こ  
の条において「本体施設」という。)との密接な  
連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運  
営される入所定員が二十九人以下の養護老人  
ホームをいう。以下この条において同じ。)の医  
師については、本体施設の医師により当該サテ  
ライト型養護老人ホームの入所者の健康管理が  
適切に行われる認められるときは、これを置  
かないことができる。

この省令は、平成二十年五月一日より施行する。

附則

この省令は、平成二十年五月一日より施行する。

○厚生労働省令第百一號

老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)

第十七条第一項の規定に基づき、養護老人ホーム  
の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省  
令を次のように定める。

平成二十年四月三十日

厚生労働大臣 外添 要一

養護老人ホームの設備及び運営に関する基  
準の一部を改正する省令

(昭和四十一年厚生省令第十九号)の一部を次  
のように改正する。

第二十三条第二項中「祇園出張所」及び「祇  
園出張所」については、商業登記法第十条第二項  
の規定による交付の請求に係る事務を除く。」  
を削る。

この省令は、平成二十年五月一日より施行する。

附則